

（火薬類を運送する自動車）

第五十一条 火薬類を運送する自動車は、第二条から第四十八条の三までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。ただし、次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあつては、この限りでない。

- 一 火薬にあつては、五キログラム
- 二 猟銃雷管にあつては、二千個
- 三 実包、空包、信管又は火管にあつては、二百個

（火薬類を運送する自動車）

第79条 火薬類を運送する自動車の構造、装置等に関し、保安基準第51条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 燃料装置は、アセチレン・ガス発生装置又はガス発生炉を使用するものでないこと。
 - 二 荷台その他火薬類を積載する場所と原動機との間は、不燃性の隔壁で仕切られていること。
 - 三 車体外及び荷台その他火薬類を積載する場所にある電気配線は、被覆され、且つ、車体に定着されていること。
 - 四 車体外及び荷台その他火薬類を積載する場所にある電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていること。
- 2 次の各号に掲げるものは、前項第3号又は第4号の基準に適合しないものとする。
- 一 配線の被膜が破損しているもの
 - 二 配線が他の金属部分との接触等により損傷するおそれがあるもの
 - 三 蓄電池の端子覆い又は配線の端子覆いが破損しているもの

（火薬類を運送する自動車）

第 157 条 火薬類を運送する自動車の構造、装置等に関し、保安基準第 51 条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 燃料装置は、アセチレン・ガス発生装置又はガス発生炉を使用するものでないこと。
 - 二 荷台その他火薬類を積載する場所と原動機との間は、不燃性の隔壁で仕切られていること。
 - 三 車体外及び荷台その他火薬類を積載する場所にある電気配線は、被覆され、且つ、車体に定着されていること。
 - 四 車体外及び荷台その他火薬類を積載する場所にある電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていること。
- 2 次の各号に掲げるものは、前項第 3 号又は第 4 号の基準に適合しないものとする。
- 一 配線の被膜が破損しているもの
 - 二 配線が他の金属部分との接触等により損傷するおそれがあるもの
 - 三 蓄電池の端子覆い又は配線の端子覆いが破損しているもの

第 235 条 火薬類を運送する自動車の構造、装置等に関し、保安基準第 51 条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 燃料装置は、アセチレン・ガス発生装置又はガス発生炉を使用するものでないこと。
 - 二 荷台その他火薬類を積載する場所と原動機との間は、不燃性の隔壁で仕切られていること。
 - 三 車体外及び荷台その他火薬類を積載する場所にある電気配線は、被覆され、且つ、車体に定着されていること。
 - 四 車体外及び荷台その他火薬類を積載する場所にある電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていること。
- 2 次の各号に掲げるものは、前項第 3 号又は第 4 号の基準に適合しないものとする。
- 一 配線の被膜が破損しているもの
 - 二 配線が他の金属部分との接触等により損傷するおそれがあるもの
 - 三 蓄電池の端子覆い又は配線の端子覆いが破損しているもの